

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

法的代理受理サービス分（通常の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額の各利用者の負担額による
法的代理受理サービス分以外（居宅サービス計画の未届、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合）	厚生労働大臣が定める基準による額（全額）

【１割負担の場合の額】

	所要時間		料金	
			要支援	要介護
訪問 １回につき算定	20分未満	看護師	256円	266円
	30分未満	看護師	382円	399円
	30分以上60分未満	看護師	553円	574円
	60分以上90分未満	看護師	814円	844円
	注１）准看護師が訪問看護を行った場合、90%で算定 注２）早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）の場合、25%増しで算定 深夜（午後10時から午前6時まで）の場合、50%増しで算定			
	加算項目	内容	料金	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	勤続7年以上の者が30%以上の場合算定	6円	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	勤続3年以上の者が30%以上の場合算定	3円	
	複数名訪問看護加算Ⅰ （30分未満）	複数の看護師等が同時に30分未満訪問看護を行う場合に算定	254円	
		複数の看護師等が同時に30分以上訪問看護を行う場合に算定	402円	
月1回算定	複数名訪問看護加算Ⅱ （30分以上）	看護師等が看護補助者と同時に30分未満訪問看護を行う場合に算定	201円	
		看護師等が看護補助者と同時に30分以上訪問看護を行う場合に算定	317円	
	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	300円	
	緊急時訪問看護加算Ⅰ2 （月の初回訪問時に加算）	・業務管理体制の整備されている、24時間対応体制実施事業所 ・利用者等から同意を得た場合に算定	325円	
	特別管理加算Ⅰ （月の初回時に加算）	在宅悪性腫瘍者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	500円	
	特別管理加算Ⅱ （月の初回時に加算）	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること	250円	
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定（介護予防訪問看護の場合を除く）	2500円	
	看護体制強化加算（Ⅰ）	中重度の要介護者の在宅生活を支える訪問看護体制評価の基準を充たしている場合に算定	600円	
	看護体制強化加算（Ⅱ）		300円	
	看護・介護職員 連携強化加算	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等（*）が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合算定 （*）たんの吸引等→口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃瘻または腸瘻による経管栄養及び経鼻経管栄養	250円	
	初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所から退院した日に看護師が初回の訪問看護を提供した場合	350円	
	初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所から退院した日の翌日以降に訪問看護を提供した場合	300円	

* 公費負担医療制度については別途ご相談ください。

2. その他の利用料

種類		内容	料金
交通費	事業の実施地域以外へのサービス提供	事業所から片道おおむね３０ｋｍ未満	５００円
		事業所から片道おおむね３０ｋｍ以上	１０００円
死後の処置料		指定訪問看護に連続した場合	８５００円